受 627号
26.7.22
小郡三井医師会

福県医発第1135号（地）
平成26年7月18日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
（公印省略）

飯塚市国民健康保険限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について（依頼）

今般、飯塚市国民健康保険限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限が平成26年7月31日をもって期限切れとなる旨、飯塚市より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

また、平成24年度までの標記認定証の更新につきましては、対象となる被保険者の世帯主に対し、直接飯塚市から更新の案内が送付されておりましたが、昨年度より広報等による周知に改められておりますので、標記認定証をご利用の患者が受診されている医療機関につきましては、窓口において更新のご案内をして頂きますよう、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、飯塚市役所医療保険課（0948-22-5500）までご照会ください。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　廣瀬真恵

（公印省略）

２６飯こ医第465-2号

平成26年7月1日

福岡県医師会会長　様

福岡県歯科医師会会長　様

福岡県薬剤師会会長　様

飯塚市長　　齊藤守史

国民健康保険限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について（依頼）

盛夏の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より国民健康保険事業につきまして、格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、飯塚市国民健康保険限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限が平成26年7月31日をもって期限切れとなります。

本市では昨年度より更新案内の郵送を取りやめ、広報等による周知に改めています。つきましては、期限切れの認定証を窓口に持参された場合は更新手続きが必要な旨の案内をしていただきますよう、貴会会員様にご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

問い合せ先
〒820-8501
飯塚市新立岩5番5号
飯塚市役所　医療保険課　藤井
電話 0948-22-5500（内線 1144）

1901